	令和2年 第3回 飯塚市議会定例会 議案			
議案番号	件名	摘要	ページ	
6 9	令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)			
7 0	令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)			
7 1	飯塚市税条例の一部を改正する条例(令和2年度税制改正関係)		3	
7 2	飯塚市税条例の一部を改正する条例(新型コロナウィルス感染症対策 関係)		2 1	
7 3	飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		2 4	
7 4	飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例		2 6	
7 5	飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例		2 8	
7 6	飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に 関する条例の一部を改正する条例			
7 7	飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例			
7 8	飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例		6 0	
7 9	契約の締結(競走場走路改修工事)		6 2	
8 0	土地の処分(小藤工業団地)		6 8	
8 1	土地の処分(吉北企業立地用地)		7 1	
8 2	市道路線の認定		7 4	
8 3	専決処分の承認(令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正 予算(第1号))		7 8	

議案番号	件名	摘要	ページ
8 4	固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること		
報告第8号	継続費繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市一般会計)		7 9
報告 第9号	継続費繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別 会計)		8 1
報告 第10号	継続費繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市下水道事業会計)		8 3
報告 第11号	繰越明許費繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市一般会計)		8 5
報告 第12号	繰越明許費繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市学校給食事業特別 会計)		8 8
報告 第13号	事故繰越し繰越計算書の報告(令和元年度 飯塚市一般会計)		9 0
報告 第14号	令和元年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越		9 2
報告 第15号	令和元年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越		9 4
報告 第16号	飯塚市土地開発公社の経営状況		9 6
報告 第17号	公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況		9 7
報告 第18号	一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況		98
報告 第19号	一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の経営状況		9 9

飯塚市税条例の一部を改正する条例(令和2年度税制改正関係)

飯塚市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)、土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第21号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市税条例の一部を改正する条例

(飯塚市税条例の一部改正)

第1条 飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。 第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。 第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する 葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸

付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。 附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 飯塚市税条例の一部を次のように改正する。

第19条「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項」に改める。

第31条第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の 2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若 しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若し くは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び 第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、 「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同 条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5 項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」 に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66 条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3 第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同 条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第 321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」 に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35 項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第 22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改 め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又 は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321 条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を 「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第 11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12 項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10 項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同 条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12 項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第 13項前段 | を「第12項前段 | に、「第321条の8第51項 | を「第321条の8第61項 | に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13 項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若 しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75 条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16 項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に 改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中飯塚市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4 項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
 - (2) 第1条中飯塚市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただ し書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次 条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
 - (3) 第2条中飯塚市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
 - (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定及び附則第4条の規定 令和4 年4月1日
 - (5) 第1条中飯塚市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土 地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げ る規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下「新条例」という。)附則第3 条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金 について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によ る。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2 第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の 規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地 震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律 第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11 号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法 第292条第1項第12条に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るも のを除く。)」とする。
- 第4条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「5号

施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結法人(次項において「連結子法人」という。)の連結法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結法人事業年度をいう。次項において同じ。)が5号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 2 5号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日以前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。(市たばこ税に関する経過措置)
- 第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった 葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった 葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

新

○飯塚市税条例(第1条関係)

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
 - (1) (略)
 - (2) 障がい者、未成年者、寡婦又は<u>ひとり親</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

2 (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<u>第11項</u>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障がい者控除額、<u>寡婦控除額、ひとり親控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第6項</u>及び<u>第11項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税

○飯塚市税条例(第1条関係)

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

旧

- (1) (略)
- (2) 障がい者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が13 5万円を超える場合を除く。)

2 (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<u>第12項</u>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障がい者控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第7項</u>及び<u>第12項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6 第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税

額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において 「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定す る者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、 この限りでない。

2~9 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

ものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算す るものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の 算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの0.7本に換算する ものとする。

(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場 く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法によ り同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合にお ける計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製 造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区 分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うも のとする。

5~10 (略)

附則

(延滞金の割合等の特例)

|第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条│第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条 の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条 の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用 する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセ ントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸 付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項におい て同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同 じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パー セントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例 基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パー

額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において 「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定す る者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、 この限りでない。

2~9 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数による 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数による ものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算す るものとする。

(略)

3 (略)

合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙券 たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目 ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を 第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本 数に換算する方法により行うものとする。

5~10 (略)

附則

(延滞金の割合等の特例)

の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条 の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用 する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセ ントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年 に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの 割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割 合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」と いう。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適 用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算し セントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合 2 は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合 を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中におい ては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分 に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超 えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの 期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延 滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある 場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人 税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定によ り延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81 条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提 出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市 民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る 第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められ る日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその 申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の 年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当 該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率 のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で 除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割 合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775 パーセントの割合)とする。

2 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に 規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34 条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に 対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第 1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31 条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、

た割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パ ーセントの割合)とする。

当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合 は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基 準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超 えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの 期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延 滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある 場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人 税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定によ り延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81 条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提 出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市 民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る 第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められ る日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその 申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の 年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当 該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率 のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で 除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割 合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775 パーセントの割合)とする。

2 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に 規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34 条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に 対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の 規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定す る長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につ

これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の 規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」 という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 • 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民 税の課税の特例)

第17条の2 (略)

(1) • (2) (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務 者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第3 4条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条 の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の 譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優 良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

○飯塚市税条例(第2条関係)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46 条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、 第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条にお いて同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分 を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若 しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定す る納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は 納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限と する。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日 までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応 じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期 間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金 額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならな V)

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603 条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2 第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した 期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

き第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分 の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 • 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民 税の課税の特例)

第17条の2 (略)

(1) • (2) (略)

2 (略)

者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第3 4条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条 の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の 譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優 良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

○飯塚市税条例(第2条関係)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46 条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、 第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条にお いて同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分 を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若 しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定す る納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税 額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納 期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納 入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区 分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日ま での期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する 延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければ ならない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603 条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2 第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予し た期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による 申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納 期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)で その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌 日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、 12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140 条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たり の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に 規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」 という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号 において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うもの は、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法 人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄 に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(C) and C) and C			
法人の区分		税率	
1 次に掲げる法人	年額	50,000円	
イ~ニ (略)			
ホ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する			
資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同			
じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行			
政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人			
を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本			
金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有			
する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若し			
くは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受け			

- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定 による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に 係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)で その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌 日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並 びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定め る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とす る。

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含 む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人 課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第1 2項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 (略)

に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分		税率	
1 次に掲げる法人	年額	50,000円	
イ~ニ (略)			
ホ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する			
資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同			
じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行			
政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人			
を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本			
金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有			
する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若し			
くは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受け			

ることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から 第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が5 0人以下のもの

2~9 (略)

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税 額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中にお いて事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定 するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない ときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

- 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第 31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において 「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付 にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付に あっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及 び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施 行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条 2 において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項 の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規 定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割 額から控除する。
- る場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、 控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8 4 第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定 により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。 以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同 条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長さ れた納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間 の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の

ることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から 第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が5 0人以下のもの

2~9 (略)

(略)

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税 額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若し くは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中に おいて事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算 定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たな いときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

- 4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項 において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第 23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22 項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同 条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係 る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条 において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項 又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8 第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規 定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- |3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受け |3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3 第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第4 8条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納 付すべき法人税割額から控除する。
 - 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8 第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定 により申告納付すべき法人税割額から控除する。
 - 5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。 以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同 条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その 延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日まで の期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第

規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する 6 申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第34項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法<u>第321条の8第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項にお 7 いて「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税 について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当 初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
 - (1) (略)
 - (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの (法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法 人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当 該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から 当該修正申告書を提出した日(法<u>第321条の8第35項</u>の規定の適用がある場合に おいて、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告 書の提出期限)までの期間
- 8 (略)

23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第22項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 第5項の場合において、法<u>第321条の8第22項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの (法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法 人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当 該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から 当該修正申告書を提出した日(法<u>第321条の8第23項</u>の規定の適用がある場合に おいて、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間
- 8 (略)

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定によ り、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同 項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申 告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載 事項 | という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理 組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由 して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 (略)

- の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの 記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- | 12 || 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関 || 13 || 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関 係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、か つ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる 場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市 長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告について は、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規 定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承 認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則 で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付し て当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期

- 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務が ある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の 規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係 (同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び 第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する 連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人 (同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。 に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係 る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項 及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年 度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税 額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併 せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条 の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用すること ができる。
- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定によ り、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同 項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申 告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載 事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理 組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由 して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 (略)

- 11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号 の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの 記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
 - 係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、か つ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる 場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市 長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告について は、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規 定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承 認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則 で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付し て当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期

間内に行う第9項の申告についても、同様とする。

13 (略)

- | 14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規 | 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規 定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める 事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- | 15 || 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の | 16 | 処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出が あった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段 の承認を受けたときは、この限りでない。
- 16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出 又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届 出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第9項の 申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同 日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合に は、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延 長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限 の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知を 3 した日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日 (当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の 翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税 を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税 に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことに よる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署 が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる 期間から控除する。

間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 (略)

- 定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める 事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の 処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出が あった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段 の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出 又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において 準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分 があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第 13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後 段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

- 第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場 合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合 には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納 付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又 は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセン ト)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければ ならない。
- 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知を した日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提 出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提 出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、 詐偽その他不正の行為によ り市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした 日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がさ れたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人 の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人 税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同 じ。) 若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを ┃4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを 含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に 係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以 下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初 申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含 す。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正が あったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に 係る税額(環付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税 額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他 不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付 すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に 掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 • 3 (略)

を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号におい て同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は 国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算 の基礎となる期間から控除する。

含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に 係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申 告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当 該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するもの を含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更 正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告 書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当す る税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽そ の他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により 納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務が ある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人と の間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告 書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得 (同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る 個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付 すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準 の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された 当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じ て計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において 同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為 により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正が あるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2 第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、 「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数による ものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算す るものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算 定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの1本に換算するもの とする。

(略)

3~10 (略)

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した 割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その 年における当該加算した割合とする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行 する。
 - (1) 第1条中飯塚市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第 4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
 - (2) 第1条中飯塚市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項た だし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並び

条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した 日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期 間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において 同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為 により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民 税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間 に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付 があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の簋定期間の末日 の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告 書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数による ものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算す るものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の 算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの0.7本に換算する ものとする。

(略)

3~10 (略)

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これら 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合 は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合 を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中におい ては、その年における当該加算した割合とする。

に次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日

- (3) 第2条中飯塚市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定及び附則第4条の規定 令和4 年4月1日
- (5) 第1条中飯塚市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土 地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下「新条例」という。)附則第 3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞 金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例に よる。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2 第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12条に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。
- 第4条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「5号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結法人(次項において「連結子法人」という。)の連結法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結法人事業年度をいう。次項において同じ。)が5号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 2 5号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下

この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日以前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった業巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった業巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

飯塚市税条例の一部を改正する条例(新型コロナウィルス感染症対策 関係)

飯塚市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第49号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請

求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、 第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除額の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特 例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定 の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

飯塚市税条例 資料(新旧対照表) 新 旧 附則 附則 (読替規定) (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用があ 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用があ る各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349 る各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349 条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則 条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則 第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。 第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 第10条の2 (略) 2~26 (略) 2~26 (略) 27 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は零とする。 27 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は零とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例) 第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するた めの国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において 「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事 のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じ た当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全 部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税 義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村 放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したも のとみなして、第34条の7の規定を適用する。 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除額の特例) 第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症 特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の 規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とす

る。

附則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)の施行により、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例(平成18年飯塚市条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則第10項及び第11項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則

この条例は、土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項 第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。 新

旧

附則

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9 条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計 額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規 定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1 項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、こ れらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控 除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」 という。)の合計額から法第314条の2第2項 と、「及び山林所得金額の合計額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附 則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 11 特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用 する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第3 5条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、 「、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、 「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項 第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

_ 附 則

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9 条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計 額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規 定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1 項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用 により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除 した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合 計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるの は「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」 とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用 する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第3 5条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、 「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」 とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市頴田野球場の老朽化した照明設備を廃止することにより、野球場の夜間の 使用が困難になったため、本案を提出するものである。

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例(平成23年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1飯塚市頴田野球場の項利用時間の欄中「午後10時まで」を「午後8時まで」に改める。

別表第4の2野球場の表中

Γ

Γ

使用料(1時間当たり)	照明料金(1時間当たり)
430円	5,240円(頴田野球場)

」を

使用料(1時間当たり) 430円

」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市体育施設条例 資料(新旧対照表)

新			III			
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)			
体育施設の利用時	間		体育施設の利用時間			
体育施設の名	称 利用時間		体育施設の名	称		利用時間
(略)	(略)		(略)		(略)	
飯塚市頴田野球場	午前6時から午後8時まで		飯塚市頴田野球場		午前6時から午後10	時まで
(略)	(略)		(略)		(略)	
別表第4(第11条関係)			別表第4(第11条関係)			
施設名	使用料(1時間当たり)		施設名	使用彩	- (1時間当たり)	照明料金(1時間当たり)
飯塚市庄内野球場		430円	飯塚市庄内野球場		430₽	5,240円(頴田野球場)
飯塚市頴田野球場			飯塚市頴田野球場			
附則						
この条例は、公布の日から施行する。						

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正に伴い、放課後児童支援員の要件を見直すため、本案を提出するものである。

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
(職員)	(職員)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市 <u>若しくは同法第252条の22第1項の中核市</u> の長が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
$(1) \sim (10)$ (略)	$(1) \sim (10)$ (略)
4・5 (略)	4 • 5 (略)
附則	
この条例は、公布の日から施行する。	

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の 軽減について適切に配慮された」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第14条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第7条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条中「支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第11条及び第12条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第14条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条に おいて同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳 未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3 項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては 法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場 合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第 2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定 保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超える ときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施 設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要し た費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育 を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基 準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えると きは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列 記以外の部分中「次の各号」を「次」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認 定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下この号及び第53条第3項において「施行令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども(施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第4項第5号並びに同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育を行認定保護者」に改める。

第15条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第17条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、 同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保 育給付認定保護者」に改める。

第21条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第22条第1項及び第2項、第25条(見出しを含む。)、第26条並びに第27条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第28条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に 改め、同条第3項中「支給認定子どもに関する」を「教育・保育給付認定子どもに関 する」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・ 保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第31条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)」を、「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第33条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に 改める。

第35条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして」を、「を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする」に改める。

第37条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして」に、「と、第14条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」と

第38条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「の数を1人以上5人以下」を「の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下」に、「小規模保育事業A型をいう」を「小規模保育事業A型をいう。第43条第3項第1号において同じ」に、「小規模保育事業B型をいう」を「小規模保育事業B型をいう」を「小規模保育事業B型をいう」を「小規用定員の数を」を「にあっては」に改める。

第39条第1項中「利用者負担」を「第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第40条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条 第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ど も」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」を「をいう。以下この条において同じ」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に 規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において 「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかか わらず、連携施設の確保をしないことができる。

第43条第2項中「前項本文」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にあって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと 認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を 行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次

号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育 が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所 内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模を勘案して小 規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する 業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必 要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助 を受けているもの

第44条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第51条において準用する第15条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を

「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「次の各号」を「次」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第47条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第15条第1項」を「第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替える」を、「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「にあっては当該」を「にあっては、当該」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第41条第2項を除き、前条にお

いて準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20 条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適 用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項 第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは 「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども(法第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場 合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法 第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘 案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的 に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、 当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他 公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは 「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教 育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲 げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中 「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食 事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、 同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第53条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条 第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「にあっては当該」 を「にあっては、当該」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)」と、同条第2項

中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第20条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「市が」を「市長が」に、「5年」を「10年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

旧

(一般原則)

等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の 軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保 育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境 が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2~4 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

じめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」と いう。)に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第14条の 規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選 択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供 の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2~6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども闌又は幼稚闌に限る。以下この項において同 2 特定教育・保育施設(認定こども闌又は幼稚闌に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定 教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る 利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定 する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方 針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)によ り選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学 前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2 号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設 | 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設 等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域 型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な 環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2~4 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

|第6条||特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらか||第6条||特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらか| じめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対 し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利 用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付 して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならな V10

2~6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第7条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受 第7条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、 正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
 - じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育 施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員 の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、 当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づ く選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しな ければならない。
 - じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学 前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2 号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、 当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前 子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の

- 条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案 し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的 に利用できるよう、選考するものとする。
- 者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- |5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自|5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教 ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育 施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなけれ ばならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福 祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を 含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければ ならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要 第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給 に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認 定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支 援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によっ て、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条 第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間 及び保育必要量等を確かめるものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

- 用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行 われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護 育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の 30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その 他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設

規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を 受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選 考するものとする。

- |4|||前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護||4|||前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示し た上で、選考を行わなければならない。
 - 育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特 定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条 第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規 定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの 該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有 効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

- 第10条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利 第10条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込み があった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう 必要な援助を行わなければならない。
 - 者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な 援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合 には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子 どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状 等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・ 保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設 等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・ 保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地 域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければ ならない。

(利用者負担額等の受領)

- 認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。) から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教 育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の 支払を受けるものとする。
- おいて準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において 準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地 域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教 育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。以下同じ。)を 受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特 定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において 同じ。)の支払を受けるものとする。

に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認めら れる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額 と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支 払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認 定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において 継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに 係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援 事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第14条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付 第14条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育 を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者 から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特 定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号 に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第 28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受ける ものとする。
- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領(法第27条第5項(法第28条第4項の規定に 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領(法第27条第5項(法第28条第4項の規定に おいて準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において 準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地 域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施 設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。以下同じ。)を受けないと きは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準 額(法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した 費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該 特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に 当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した 費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規 定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特 別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の 額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供 に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認めら れる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額 と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支 払を支給認定保護者から受けることができる。

- て提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育 給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) (2) (略)
- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども(子ども・ 子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下この号及び第53条第3項に おいて「施行令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付 認定子どもをいう。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・ 保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算 額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(施行令第4条第1項第2 号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)を除く。 イ(イ)において同じ。) 57,700円(施行令第4条第2項第6号に規定する特 定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
 - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち 負担額算定基準子ども(施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ど もをいう。以下この条において同じ。)又は小学校第3学年修了前子ども(小 学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3 学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対す る副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ど も(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目 の年長者である者を除く。)である者
 - ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
- (4) (略)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要 する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに

- |4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育におい||4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育におい て提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給 認定保護者から受けることができる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ど もに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前 子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要 する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに 係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認め られるもの

- 係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しな ければならない。
- |6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじ|6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじ め、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求め る理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者 に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の 規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等)
- 第15条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型 第15条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型 給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合 は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施 設型給付費の額を通知しなければならない。
- | 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に | 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に 係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用 の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・ 保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 (略)

- (1) (略)
- (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及 び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げ る事項
- (3) (4) (略)
- 2 (略)

(特定教育・保育に関する評価等)

第17条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定 育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施 設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果 を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第18条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、そ 第18条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれて の置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は

係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- |5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に |5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に 係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければな らない。
 - め、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由につ いて書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、 文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払 に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

- 給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において 同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に 係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
- 係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用 の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認 定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 (略)

- (1) (略)
- (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及 び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げ る事項
- (3) (4) (略)
- 2 (略)

(特定教育・保育に関する評価等)

第17条 (略)

保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を 除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、 常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

いる環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相

当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相 談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応)

第19条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っていると | 第19条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っていると きに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、 速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医 療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市への通知)

第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定 第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保 子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型 給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその 旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

る規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種 類、支払を求める理由及びその額

(6) \sim (11) (略)

(勤務体制の確保等)

- **育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければ** ならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保 育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定 教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、 差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に 有害な影響を与える行為をしてはならない。

談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

きに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当 該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ なければならない。

(支給認定保護者に関する市への通知)

護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けよう としたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関す 第21条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければなら ない。

(1)~(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求め る理由及びその額

(6) \sim (11) (略)

(勤務体制の確保等)

- 第22条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教 第22条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を 提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
 - 育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育 の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - 3 (略)

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

| 第25条|| 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、│第25条|| 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身 分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取 扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福 第26条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条 の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える 行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

の条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付 認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保 育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、 人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、 必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子│3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子 育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関す る情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等)
- 第29条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就 学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定 教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供 する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならな V)
- 2 (略)

(苦情解決)

- | 第31条 | 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育 | 第31条 | 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子 給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定 子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)か らの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置 する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 (略)
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付13 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども 認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなけれ ばならない。
- 規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の 命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第27条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下こ|第27条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下こ の条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子ども に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福 祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権 限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第28条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上 第28条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知 り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置 を講じなければならない。
 - 育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提 供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て おかなければならない。

(情報の提供等)

第29条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就 学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育 施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教 育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

- ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条におい て「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならな V
- 2 (略)
- 等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の 規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の 命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳

簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情 に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合 は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により 提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子ども の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 (略)
- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により 提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければ ならない。

(記録の整備)

第35条 (略)

- 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
- (1) (略)
- (2) 第13条の規定による特定教育・保育の提供の記録
- (3) 第20条の規定による市への通知に係る記録
- (4) (5) (略)

(特別利用保育の基準)

- 1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対 し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守 しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、 当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用し ている法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第2 8条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含

簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市 が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 (略)

- 事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 (略)
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第35条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関す る次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなら ない。
 - (1) (略)
 - (2) 第13条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 第20条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) (5) (略)

(特別利用保育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第19条第 第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第19条第 1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利 用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなけれ ばならない。
 - 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、 当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数 が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
 - 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章(第7条第3項及び第8条 第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・

むものとして、本章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。(特別利用教育の基準)

- 第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第1 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対 し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵 守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、 当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用し ている法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とある

保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、 当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数 が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学 校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育<u>を含むものとして</u>、本章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第14条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする。

のは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号 イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第38条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1 第38条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員(法 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭 的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小 規模保育事業A型をいう。第43条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業 B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第43条第3項第1号にお いて同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規 定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上 10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あら 第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あら かじめ、利用申込者に対し、第47条に規定する運営規程の概要、第43条に規定す る連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第44条の規定によ り支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると 認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始につい て利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小 学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満 保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同 じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学 校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条 第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、 保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利 用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付13 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者 認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その

(利用定員)

第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数 を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をい う。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をい う。)にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同 省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)に あっては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあって は、その利用定員の数を1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

かじめ、利用申込者に対し、第47条に規定する運営規程の概要、第43条に規定す る連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他 の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付 して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならな V10

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第40条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを 第40条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたとき は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
 - 学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条 第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当 該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの 区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定によ る認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必 要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するも のとする。
 - に明示した上で、選考を行わなければならない。

他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提 供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又 は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければなら ない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み 替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、でき る限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

|第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未│第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定 満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施 設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項 第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項にお から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、 及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協 力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に 確保しなければならない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育 を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地 域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこ
 - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等によ り特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業 者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を 提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3 歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子ど もにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。 以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、 当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づ き、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供すること が困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域 型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 (略)

該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法 第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含 む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければな らない。

(心身の状況等の把握)

子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用 状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- いて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・ 保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こど も園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければな らない。
- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させ るための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事 業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等によ り特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業 者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給 認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第38条 第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同 じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに 係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れ て教育・保育を提供すること。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が 著しく困難であると認める場合にあって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす と認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支 障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力 を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次 号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替 保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は 事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」とい う。)
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模を勘案して 小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととする ことができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定 する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、 市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者とし て適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基 2 準に関する条例第39条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)
 - 居宅訪問型保育事業を行う者は、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第39条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)

を適切に確保しなければならない。

- 7 事業所内保育事業(第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの 3 事業所内保育事業を行う者であって、第38条第2項の規定により定める利用定員 に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者につい ては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号 及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- |8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に 規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において 「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかか わらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定 保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続 的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子 どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子 育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領)
- 第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給 第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定 付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号 に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認 2 定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条 第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提 供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認め

を適切に確保しなければならない。

が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保 に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供 される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提 供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施 する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 利用地域型保育を含む。以下この条及び第51条において準用する第15条において 同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者 負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用 地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が 定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3 号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。
- 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者か ら、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号 に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるとき は、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事 業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規 定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特 別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保 育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30 条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(そ の額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に 特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受 けるものとする。
- 供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認め

られる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの 額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額 の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育にお 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育にお いて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保 育給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要す る費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係 る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認めら れるもの
- に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付し なければならない。
- | 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらか| 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらか じめ、当該金銭の使涂及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求 める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護 者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項 の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程)

第47条 (略)

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種 類、支払を求める理由及びその額

(6)~(11) (略)

(勤務体制の確保等)

- 地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤 務の体制を定めておかなければならない。
- 事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3 歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない 業務については、この限りでない。

3 (略)

られる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの 額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額 の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- いて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支 給認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要す る費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係 る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用 に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければ ならない。
 - じめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由に ついて書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行 い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の 支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第47条 (略)

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求め る理由及びその額

(6)~(11) (略)

(勤務体制の確保等)

- 第48条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定 第48条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育 を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を 定めておかなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育 事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給 認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務につい ては、この限りでない。
 - 3 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第13条の規定による特定地域型保育の提供の記録
 - (3) 次条において準用する第20条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) (5) (略)

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条ま で及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育 事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教 育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この 節において同じ。)について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは 「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育 給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。 以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。 以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保 育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定 地域型保育提供証明書 と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育 給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場 合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければ ならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場 合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を 現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地 域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど もを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超え

(記録の整備)

第50条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関 する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければな らない。
 - (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第13条に規定する提供した特定地域型保育に係る必 要な事項の提供の記録
 - (3) 次条において準用する第20条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) (5) (略)

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条ま で及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。 この場合において、第15条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特 例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育 給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項にお いて同じ。)」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

- |第52条||特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法 第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用 している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては 当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定によ

ないものとする。

|3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場||3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場 合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例 地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項に おいて同じ。)を、それぞれ含むものとして、この筋(第41条第2項を除き、 において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条か ら第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規 定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19 条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係 る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認 定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」 とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども(法第52条第1項の規定により特定利用地域型保育 を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含 す。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び 家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育 認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順 序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方 針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給 付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の 対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中 「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるの は「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」と あるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるもの を除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とす る。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場 合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければ ならない。
- |2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場|2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場 合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学

- り定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第40 条第2項及び第41条第2項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

- |第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法 第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を 現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供す る場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総 数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場 3 合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例 地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この 場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・ 保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保 育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第 2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内 閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費 用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる 特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(施行 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第14条 第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)│第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。) が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第14条第1項中「教育・ 保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認 定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する 特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第20 条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第 2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所にお ける特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」と、同条第3項中「額の支払を」 とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第20条中「施設型給付費の支 給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定によ る委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとした とき」とし、第7条及び第8条の規定は適用しない。

2 (略)

第3条 削除

前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用 している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては 当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定によ り定められた利用定員の数を超えないものとする。

特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場 合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定 を適用する。

附則

(特定保育所に関する特例)

が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第14条第1項中「(法第 27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・ 保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」 と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6 条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大 臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあ るのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第20条中「施設型給付費の支給を 受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委 託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」 とし、第7条及び第8条の規定は適用しない。

2 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連|第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59 携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援 その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第43条第 1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する 日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場 合においては、当分の間、第14条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」と あるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第2 8条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2 号口(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に 規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当 該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号 イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特 定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費 用の額)及び同号口に規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に 規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該 特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用 の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定 める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超え るときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号口(2)に規定する市 町村が定める額」とする。

特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、 当分の間、第44条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」 とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同 条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超え るときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附 則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した 額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現 に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定 める額」とする。

(連携施設に関する経過措置)

条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができ ると市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行 の目から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができ る。

飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払を受けているものに対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市後期高齢者医療に関する条例(平成20年飯塚市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出 の受付

附則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市後期高齢者医療に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
(本市において行う事務)	(本市において行う事務)
第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成	第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成
19年政令第318号)第2条、並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成	19年政令第318号)第2条、並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成
19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事	19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事
務を行うものとする。	務を行うものとする。
$(1) \sim (7)$ (略)	$(1)\sim(7)$ (略)
(8) 広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提	
<u>出の受付</u>	
(9) (略)	(8) (略)
附則	
この条例は、公布の日から施行する。	

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正 する政令(令和2年政令第98号)の施行に伴い、低所得者の保険料軽減強化を図るため、 本案を提出するものである。

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

飯塚市介護保険条例(平成18年飯塚市条例第150号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に改め、同 条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「29,700円」 を「23,760円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令 和2年度」に、「29,700円」を「23,760円」に、「47,520円」を「39,600円」に改め、 同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「29,700円」 を「23,760円」に、「57,420円」を「55,440円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の飯塚市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

旧 (保険料率) (保険料率) 第3条 令和2年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に│第3条 令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる 第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1 項第1号に掲げる者 39,600円 項第1号に掲げる者 39,600円 (2) 今第39条第1項第2号に掲げる者 55,440円 (2) 今第39条第1項第2号に掲げる者 55,440円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 59,400円 (3) 今第39条第1項第3号に掲げる者 59,400円 $(4) \sim (17)$ (略) $(4) \sim (17)$ (略) |2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年||2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年 度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,70 度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,760円とする。 0円とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課 に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項 に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。 中「23,760円」とあるのは、「39,600円」と読み替えるものとする。 この場合において、前項中「29,700円」とあるのは、「47,520円」と読み替える ものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦 課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2 課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用す 項中「23,760円」とあるのは、「55,440円」と読み替えるものとする。 る。この場合において、第2項中「29,700円」とあるのは、「57,420円」と読み 替えるものとする。 附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の飯塚市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、

令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

契約の締結(競走場走路改修工事)

競走場走路改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 工事名 競走場走路改修工事

2 工事場所 飯塚市 鯰田 地内

3 契約金額 248,592,300円

4 受注者 福岡市博多区半道橋二丁目14番2号

株式会社 NIPPO 福岡統括事業所

所長 山下 剛

5 契約の方法 条件付き一般競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工事請負議案資料

入 札 概 要

工事名	競走場走路改修工事	
工	本契約として認められた日から令和 2年 10月 18日まで	
予 定 価 格 (A)	270,884,900 円 (うち消費税 24,625,900 円) (246,259,000 円 税抜)	
最低制限価格	248, 592, 300 円 (うち消費税 22, 599, 300 円) (225, 993, 000 円 税抜)	
落札額(B)	248, 592, 300 円 (うち消費税 22, 599, 300 円) (225, 993, 000 円 税抜)	
落 札 率 (B/A) (小数点第3位以下切捨	91.77 %	
落 札 者 名	株式会社 NIPPO 福岡統括事業所	
入 札 日	令和 2年 5月 12日	

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

株式会社 NIPPO	大成ロテック 株式会社
福岡統括事業所	福岡営業所
	個岡貴未別

工事請負議案資料

		-	
_		\vdash	競走場走路改修工事
	≕.	/ <u>y</u> .	
Ι.	#	- 17	

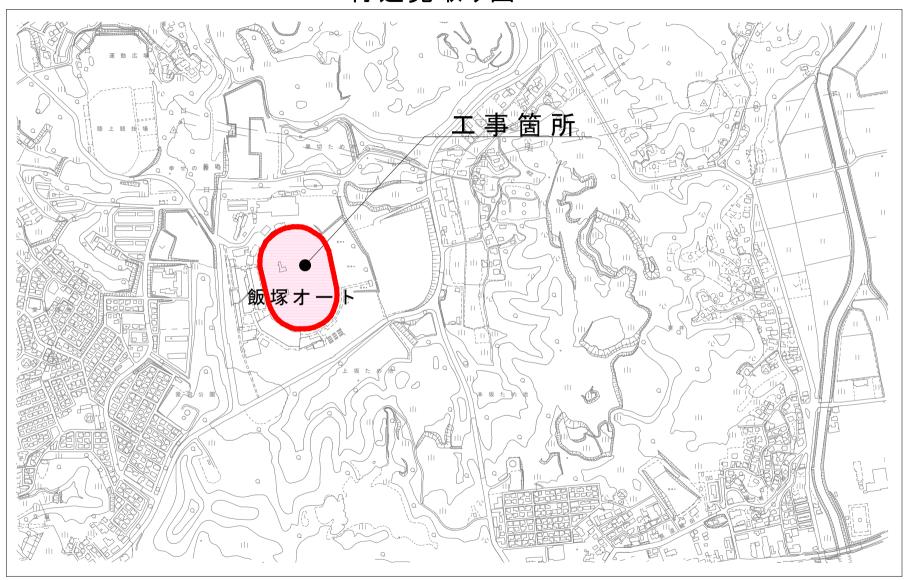
工 期 本契約として認められた日から 令和2年10月18日まで

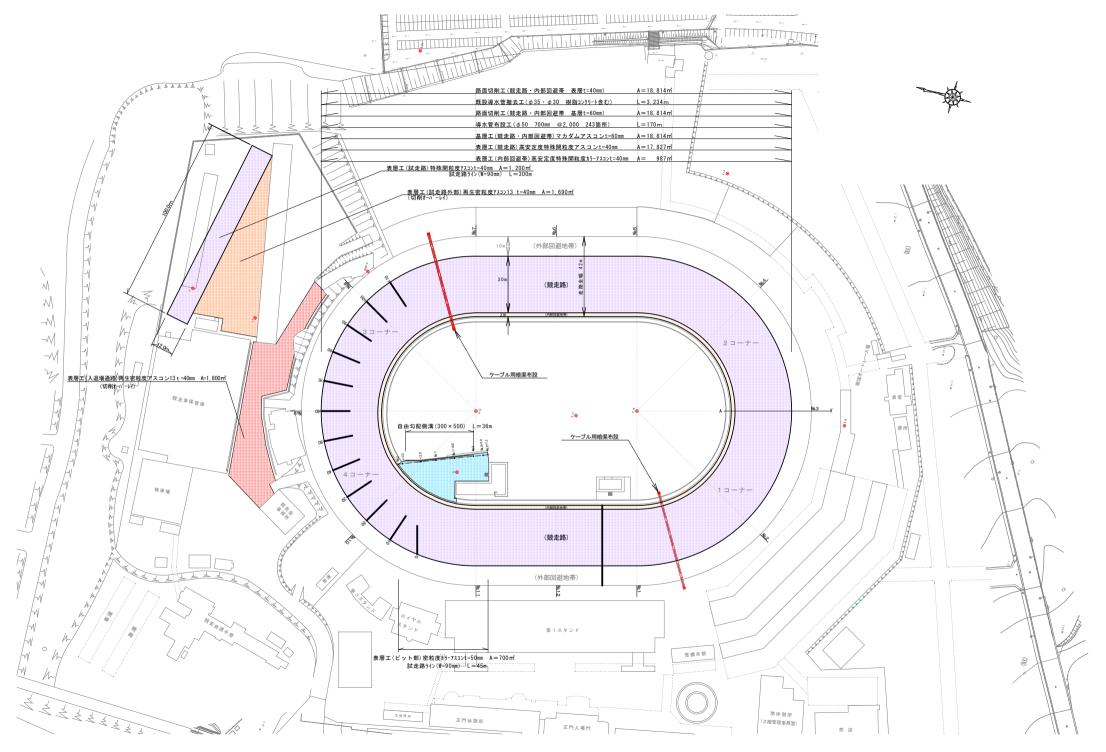
工 事 概 要 (主要工種)

競走路

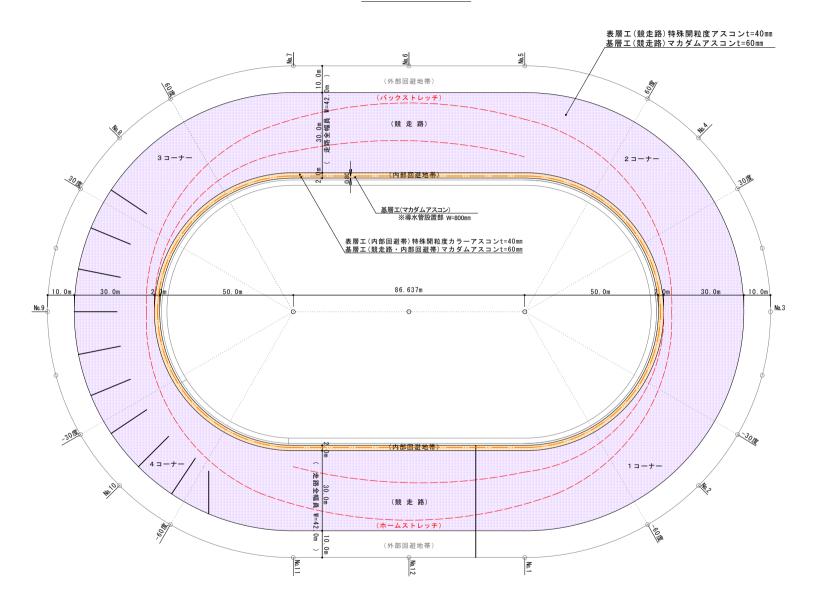
WILL CALL	
・路面切削工(競走路・内部回避帯 表層t=40mm)	A=18,814m2
・既設導水管撤去工(φ35・φ30 樹脂コンクリート含む)	L=3,234m
・路面切削工(競走路・内部回避帯 基層t=60mm)	A=18,814m2
・基層工(競走路・内部回避帯)マカタ゛ムアスコンt=60mm	A=18,814m2
・表層工(競走路)高安定度特殊開粒度アスコンt=40mm	A=17,827m2
・表層工(内部回避帯)高安定度特殊開粒度カラーアスコンt=40mm	A=987m2
試走路	
・表層工(試走路)高安定度特殊開粒度アスコン t=40mm	A=1,200m2

付近見取り図





走路舗装平面図



土地の処分(小藤工業団地)

次の普通財産を処分するものとする。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

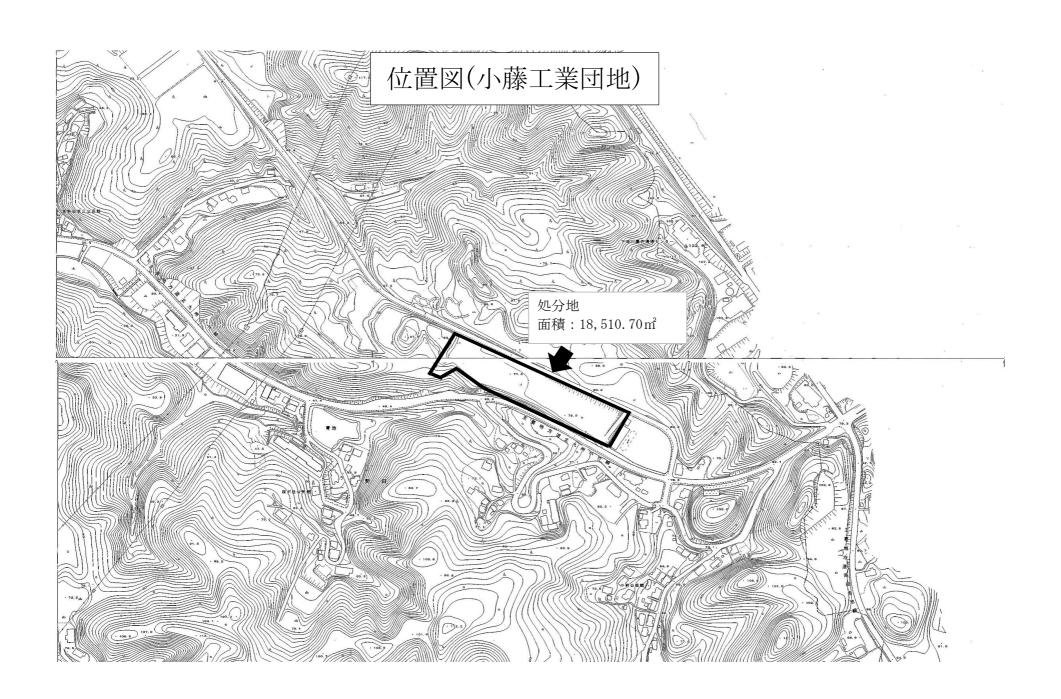
- 1 所在地 飯塚市勢田字小藤12番61外5筆
- 2 地 目 宅地外
- 3 処分面積 18,510.70平方メートル
- 4 処分価格 39,497,000円
- 5 処分の相手方
 - 住 所 福岡県直方市中泉字今林854番地1
 - 名 称 株式会社 興伸建機販売 代表取締役 前川 興康

提案理由

この普通財産を工場等用地敷として、株式会社興伸建機販売に処分するため、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財 産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、 本案を提出するものである。

処分する財産の明細表

所 在 地	台帳地目	実測面積(㎡)
飯塚市勢田字小藤12番61	宅地	11, 486. 70
飯塚市勢田字小藤12番64	原野	3, 304. 00
飯塚市勢田字小藤12番75	原野	2, 019. 00
飯塚市勢田字小藤12番78	公衆用道路	731.00
飯塚市勢田字小藤12番79	雑種地	832.00
飯塚市勢田字小藤9番1	原野	138.00
合 計		18, 510. 70



土地の処分(吉北企業立地用地)

次の普通財産を処分するものとする。

令和2年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 所在地 飯塚市吉北字佐屋ノ浦120番10外6筆
- 2 地 目 山林外
- 3 処分面積 46,860.00平方メートル
- 4 処分価格 240, 242, 000円
- 5 処分の相手方
 - 住 所 福岡県福岡市博多区吉塚五丁目9番5号
 - 名 称 吉塚精機 株式会社

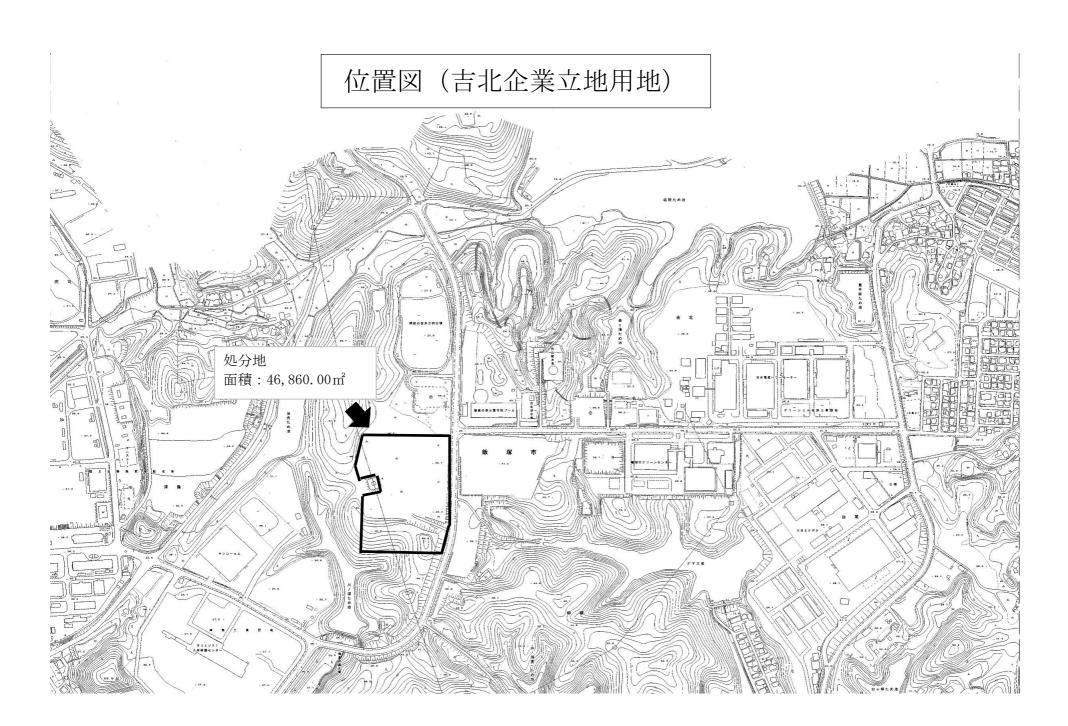
代表取締役 髙鍋 政嗣

提案理由

この普通財産を工場等用地敷として、吉塚精機株式会社に処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

処分する財産の明細表

所 在 地	台帳地目	実測面積(m²)
飯塚市吉北字佐屋ノ浦120番10	山林	28, 577. 81
飯塚市津島字耳取302番8	原野	550. 92
飯塚市津島字耳取302番9	原野	14, 539. 43
飯塚市柳橋字中尾871番30	原野	2, 597. 77
飯塚市吉北字佐屋ノ浦2506番2	公衆用道路	44. 49
飯塚市吉北字佐屋ノ浦2506番4	公衆用道路	285. 02
飯塚市柳橋951番2	公衆用道路	264. 56
合 計		46, 860. 00



市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和2年6月12日提出

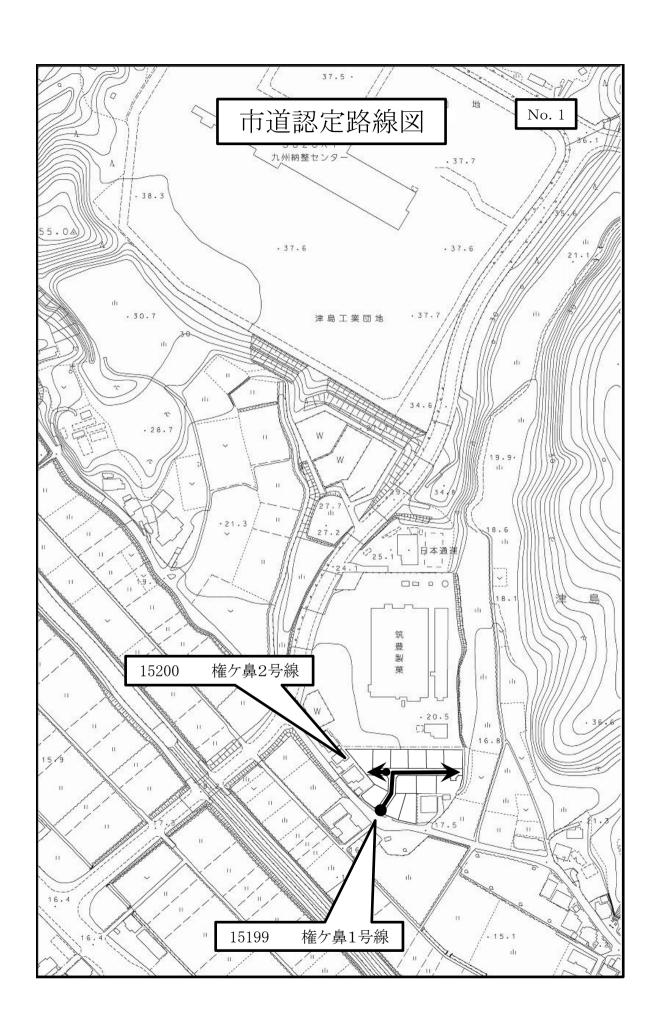
飯塚市長 片 峯 誠

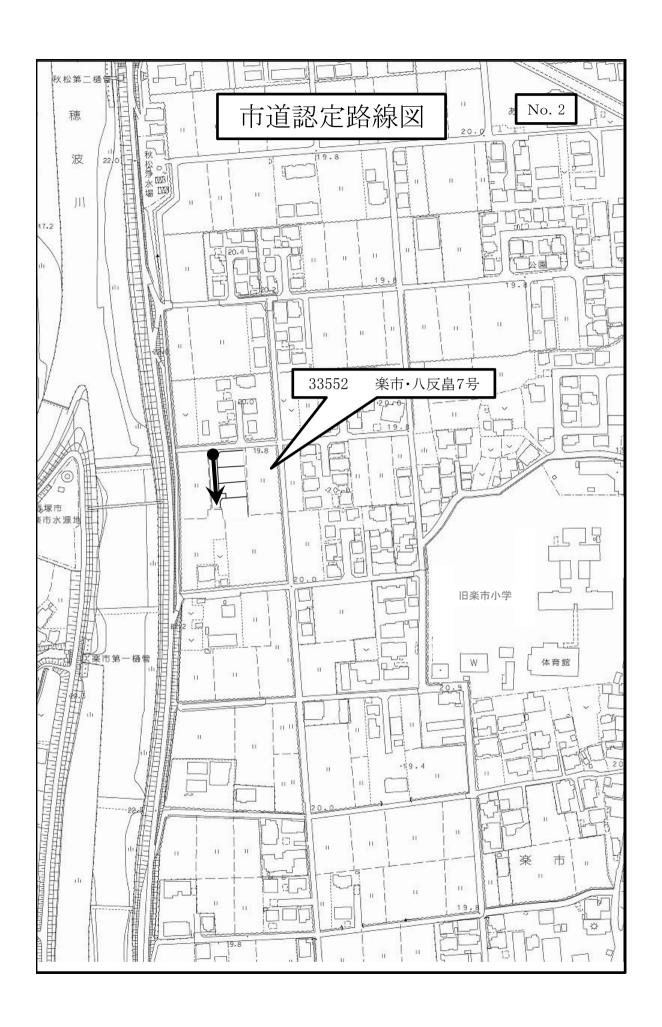
提案理由

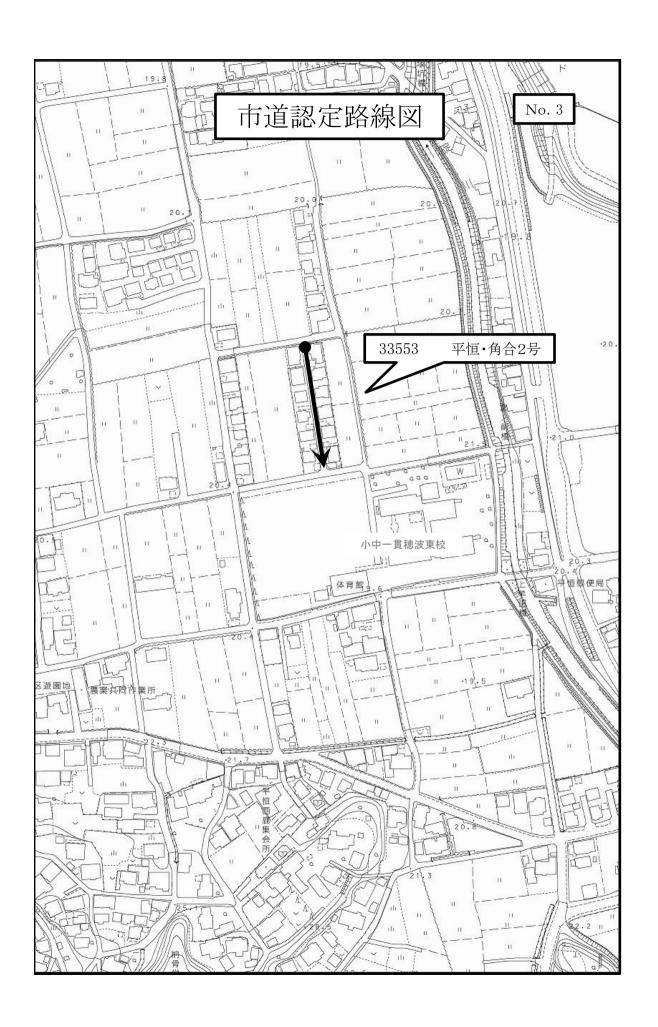
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連番号	路線番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15199	権ケ鼻1号線	津島 409-18 地先	津島 430-13 地先	6.3	95.6	No. 1
2	15200	権ケ鼻2号線	津島 414-9 地先	津島 414-3 地先	6. 1	13. 5	No. 1
3	33552	楽市・八反畠 7 号線	楽市 336-3 地先	楽市 335-1 地先	7.0	44. 3	No. 2
4	33553	平恒・角合2号線	平恒 1017-15 地先	平恒 1017-5 地先	4.8	103.8	No. 3
				合 計		257. 2	







専決処分の承認(令和2年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正 予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和2年飯塚市 小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、 特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、 同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和元年6月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年5月31日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)

報告第8号

継続費繰越計算書の報告(令和元年度飯塚市一般会計)

令和元年度飯塚市一般会計歳出予算の経費に継続費を設定していたので、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

令和元年度 飯塚市継続費繰越計算書

会計名 一般会計

			الله الله عليه عليه الله عليه	令和元	年度継続費予	·算現額	支出済額		翌年度		左の財	源内訳	
款	項	事業名	継続費 の総額	予算	前年度 逓次	計	及び	残額	逓次	繰越金		特定財源	
			, - , , ,	計上額	繰越額	БI	支出見込額		繰越額	深透立	国県支出金	地方債	その他
2 総務費	総務管理 1 費	鯰田交流セン ター整備事業	412, 743, 000	158, 523, 000		158, 523, 000		158, 523, 000	158, 523, 000	8, 023, 000		150, 500, 000	
	合 計		412, 743, 000	158, 523, 000		158, 523, 000		158, 523, 000	158, 523, 000	8, 023, 000		150, 500, 000	

報告第9号

継続費繰越計算書の報告(令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計)

令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳出予算の経費に継続費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

令和元年度 飯塚市継続費繰越計算書

会計名 地方卸売市場事業特別会計

			Able Ade attr	令和元:	年度継続費予	·算現額	支出済額		翌年度		左の財	源内訳	
款	項	事業名	継続費 の総額	予算	前年度 逓次	計	及び	残額	逓次	繰越金		特定財源	
			7,2 7,5	計上額	繰越額	рl	支出見込額		繰越額	深地並	国県支出金	地方債	その他
地方卸 1 売市場 費	0 地政策開	新地方卸売市 場整備事業	3, 791, 081, 000	1, 515, 098, 000		1, 515, 098, 000	1, 268, 850, 000	246, 248, 000	246, 248, 000	48, 000		246, 200, 000	
	合 計		3, 791, 081, 000	1, 515, 098, 000		1, 515, 098, 000	1, 268, 850, 000	246, 248, 000	246, 248, 000	48, 000		246, 200, 000	

報告第10号

継続費繰越計算書の報告(令和元年度飯塚市下水道事業会計)

令和元年度飯塚市下水道事業会計資本的支出継続費を繰り越したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

令 和 元 年 度 飯 塚 市 下 水 道 事 業 会 計 継 続 費 繰 越 計 算 書

款	項	事業名	継続費の総額	令 和 元 年	度継続費	予 算 現 額	支 払 義 務 発 生	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の	財 源		翌年度 繰越額に係る繰越を要す
极人	供	ず 未 石		予算計上額	前年度繰越額	計	(見込)額	72、 (頃	繰越額	企業債	国庫補助金		るたな卸資 産の購入 限度額
		浦田第一雨水 幹線整備に伴 うJR負担金	1, 418, 849, 000	318, 476, 000	0	318, 476, 000	2, 412, 000	316, 064, 000	316, 064, 000	189, 600, 000	126, 373, 000	91,000	0
1 資本的 1 支出	1 建設改良費		0				0		0	0	0	0	0
			0				0		0	0	0	0	0
	合 計	!	1, 418, 849, 000	318, 476, 000	0	318, 476, 000	2, 412, 000	316, 064, 000	316, 064, 000	189, 600, 000	126, 373, 000	91,000	0

繰越明許費繰越計算書の報告(令和元年度飯塚市一般会計)

令和元年度飯塚市一般会計歳出予算の経費に繰越明許費を設定していたので、地方 自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

令和元年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 一般会計 (単位:円)

				77			s mil Nee Li	L ⇒H	(単位・口)
-14		-t- VII.	金額	翌年度		左 の		为 訳	
款	項	事 業 名	(繰越限度額)		既 収 入		未収入特定財源		一般財源
				繰 越 額	特定財源	国県支出金	地方債	その他	
		地方卸売市場周辺道路等整備設計委 託料	8, 430, 000	6, 194, 760					6, 194, 760
		幸袋交流センター等整備工事測量設 計委託料	44, 044, 000	33, 880, 000			32, 100, 000		1, 780, 000
2 総務費	1総務管理費	二瀬交流センター整備事業解体工事	52, 000, 000	21, 673, 800		7, 915, 000	13, 000, 000		758, 800
2 心功 貝	1 心功 巨生貝	菰田交流センター整備事業	228, 470, 000	4, 797, 100			4, 500, 000		297, 100
		飯塚東交流センター整備事業法面改 良工事	35, 900, 000	24, 531, 000			23, 300, 000		1, 231, 000
		プレミアム付商品券発行等業務委託 料	1, 513, 000	1, 512, 500		1, 512, 500			
	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等補助金	15, 460, 000	15, 460, 000		15, 460, 000			
3 民生費		私立保育所特別保育事業費補助金	150, 000	150, 000		150, 000			
V ALA	2 児童福祉費	私立保育所整備事業費補助金	454, 070, 000	445, 708, 000		335, 375, 000	88, 200, 000		22, 133, 000
		保育環境改善等事業費補助金	2, 000, 000	2, 000, 000		2, 000, 000			
6 農林水 産業費	1 農業費	久世ヶ浦ため池改良工事	6, 104, 000	6, 103, 900		3, 000, 000	2, 700, 000		403, 900
産業費	1 成木貝	藤田ため池耐震診断調査委託料	10, 000, 000	10, 000, 000		10, 000, 000			

令和元年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 一般会計 (単位:円)

云川石	NX 云 日								(単位:円)
			Z 29	翌年度		左 の	財源 対	勺 訳	
款	項	事 業 名	金 額 (繰越限度額)		既 収 入		未収入特定財源		一般財源
			() () () () () () () () () () () () () (繰 越 額	特定財源	国県支出金	地方債	その他	川文坪1775
	2 道路橋りょう 費	各所維持修繕工事	17, 200, 000	17, 200, 000		7, 156, 000			10, 044, 000
	」 費 	大日寺・吉原町線道路改良工事	39, 800, 000	34, 174, 170		1, 478, 000	1, 300, 000		31, 396, 170
	4 都市計画費	勝盛公園敷購入費	19, 924, 000	19, 924, 000					19, 924, 000
8 十木弗		熊添川流域調整池新設工事	117, 000, 000	63, 926, 200					63, 926, 200
0 上小貝	8 土木費 5 下水道費	水江雨水幹線整備事業	6, 657, 000	6, 657, 000					6, 657, 000
		秋松西地区水路改修工事	40, 000, 000	26, 259, 500					26, 259, 500
		下三緒排水ポンプ場新設事業各所調 査設計委託料	10, 330, 000	10, 330, 000					10, 330, 000
	6 住宅費	各所下水処理施設改修工事	16, 219, 000	16, 218, 400					16, 218, 400
9 消防費	1 消防費	飯塚方面隊第5分団横田分隊車庫等 建替事業解体工事	16, 800, 000	10, 497, 300			10, 400, 000		97, 300
	2 小学校費	学校内通信ネットワーク整備事業	182, 088, 000	182, 088, 000		78, 042, 000	90, 100, 000		13, 946, 000
10 教育費	3 中学校費	学校内通信ネットワーク整備事業	84, 685, 000	84, 685, 000		36, 264, 000	41, 900, 000		6, 521, 000
10 秋月貝	○ 下子以真	二瀬中学校大規模改造事業	21, 328, 000	21, 127, 000		4, 141, 000	14, 700, 000		2, 286, 000
	5 社会教育費	文化会館改修工事設計委託料	59, 447, 000	58, 218, 000			24, 400, 000		33, 818, 000
	合 計			1, 123, 315, 630		502, 493, 500	346, 600, 000		274, 222, 130

報告第12号

繰越明許費繰越計算書の報告(令和元年度飯塚市学校給食事業特別会計)

令和元年度飯塚市学校給食事業特別会計歳出予算の経費に繰越明許費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

令和元年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 学校給食事業特別会計 (単位:円)

			A sterr	翌年度		左 6	の財源を	为 訳	(
款	項	事 業 名	金 額 (繰越限度額)		既 収 入		未収入特定財源		一般財源
			OPIN CITY SERVI	繰越額	特定財源	国県支出金	地方債	その他	州文外70尔
1 学校給食費	1 学校給食費	衛生管理改善事業費補助金	13, 500, 000	4, 500, 000				3, 000, 000	1, 500, 000
	合	計	13, 500, 000	4, 500, 000				3, 000, 000	1, 500, 000

報告第13号

事故繰越し繰越計算書の報告(令和元年度飯塚市一般会計)

令和元年度飯塚市一般会計歳出予算の経費を事故繰越ししたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

令和元年度 飯塚市事故繰越し繰越計算書

会計名 一般会計 (単位:円)

													(+1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
				左のP	九記 					左の財源内部	7		
款	項	事業名	支出負担 行為額	江*ッド		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	既収入		中収入特定財	原	一般財源	説明
			113/10 15/	支出済額	支 出 未済額	113/4 1 // 12/5	TORRES HON	特定財源	国県 支出金	地方債	その他	一加又只加尔	
7 商工費	1 商工費	筑豊ハイツ再 整備事業整備 工事(市道筑 豊緑地北2号 線舗装工事)	775, 752, 800	772, 584, 800		3, 168, 000	3, 168, 000	0	0	3, 000, 000	0		本うエてコル大るの作務響たがも事識路に、ナ感止中校員制あ、延に舗お新ウ染に学等のにっ工しに装い型イ拡よ校で業影た事たがある。
	合	計 :	775, 752, 800	772, 584, 800	3, 168, 000	3, 168, 000	3, 168, 000	0	0	3, 000, 000	0	168, 000	

報告第14号

令和元年度飯塚市水道事業会計の予算繰越

令和元年度飯塚市水道事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業法 (昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

令 和 元 年 度 飯 塚 市 水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年越	左	の財	源 内	訳		翌年度繰越 額に係る繰 越を要する	
₩	供	事 未 冶	了 异 们 上 假	発 生 額	繰越額	企業債	国庫補助金	出資金	損益勘定留保資金		脚知資産の購入限度額	
1 資本的	改 良 1 事 業 費	諸 施 設改良事業	40, 800, 000	0	40, 800, 000	0	0	0	40, 800, 000	0	0	施工計画の変更による
	合 計		40, 800, 000	0	40, 800, 000	0	0	0	40, 800, 000	0	0	

報告第15号

令和元年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越

令和元年度飯塚市下水道事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業 法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

令 和 元 年 度 飯 塚 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

_	274 - 1 = 1	> 4 - > 4 -	R TO MILLION ON									(十四・11)
	款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の	財 源	内 訳	不用額	翌繰係をたった。	
	ду	· X	* * 1	7 笄 们 工 版	発生額	繰越額	企 業 債	国庫補助金	その他		たなり 類入 度 額	
			施設整備事業 (当初予算)	43, 612, 000	14, 780, 000	28, 832, 000	17, 700, 000	11, 097, 000	35,000	0	0	県事業との調整の ため
	1 資 本 的	1 建設改良費	施設整備事業(補正予算(第3号))	10, 300, 000	0	10, 300, 000	5, 800, 000	4, 450, 000	50, 000	0		国の補正予算の活 用事業であり、年 度内に事業が完了 しなかったため
				0	0	0	0	0	0	0	0	
		合 計	•	53, 912, 000	14, 780, 000	39, 132, 000	23, 500, 000	15, 547, 000	85, 000	0	0	

報告第16号

飯塚市土地開発公社の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、飯塚市土地 開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

報告第17号

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法 人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

報告第18号

一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人 サンビレッジ茜の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

報告第19号

一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人 筑豊勤労者福祉協会の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

本ページ以降はSideBooks上で データを縦に表示するための 調整用空白ページとなります。